

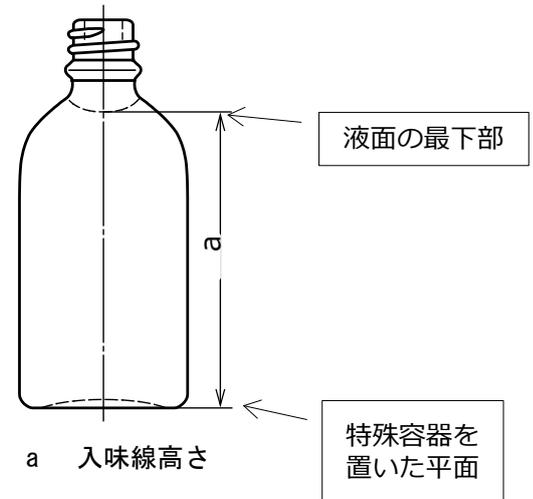
(3) 特殊容器に商品を入れる場合の高さ

特殊容器内に充填される内容物の液面の最下部から特殊容器を置いた平面までの垂線の長さを「入味線高さ」といいます（右図の a に該当）。

特殊容器に商品を入れて使用するときには、特殊容器の容量に応じた「入味線高さ」まで内容物を満たせば、容器に表示されている容量に相当する量が満たされていることとなります。

一方、特殊容器に商品を入れて販売するときには、計量法施行規則で定める「下限入味線高さ」を超えるように計量しなければなりません。

これらの高さは特殊容器の型式や商品毎に異なり、具体的には、[JIS S2350](#) 附属書 E の表. 1 に「入味線高さ」が、表 E.2 に「下限入味線高さ」が規定されています。



(4) 特殊容器の表示

特殊容器は、経済産業大臣から指定を受けた者（指定製造者）が製造することができます。指定製造者は、その指定を受けた工場又は事業場において製造した特殊容器が、計量法第 6 3 条に適合するものであるとき（省令で定める型式に属し、かつ、器差が容量公差を超えないこと）には、当該容器に「表示（丸正マーク）」を付すことができます。



3. 根拠法令条文

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 6 条第 1 項（使用の制限）、第 1 7 条（特殊容器の使用）、
第 6 0 条（指定の基準）、第 6 3 条（表示）

計量法施行令（平成 5 年政令第 3 9 2 号）第 8 条（特殊容器の使用に係る商品）

計量法施行規則（平成 5 年経済産業省令第 6 9 号） 第 4 章 特殊容器製造事業

※後述、参考資料を参照。

○計量法 抜粋

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第一百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

- 一 計量器でないもの
- 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器
 - イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器
 - ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの
- 三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

(特殊容器の使用)

第十七条 経済産業大臣が指定した者が製造した経済産業省令で定める型式に属する特殊容器（透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であって、第六十三条第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付されているものに、政令で定める商品を経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

- 2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の経済産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消の日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

- 2 経済産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(表示)

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

- 一 第十七条第一項の経済産業省令で定める型式に属すること。
 - 二 その器差が経済産業省令で定める容量公差を超えないこと。
- 2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第十七条第一項の経済産業省令で定める容量を表記しなければならない。
- 3 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

○計量法施行令 抜粋

(特殊容器の使用に係る商品)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める商品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 一 牛乳（脱脂乳を除く。）、加工乳及び乳飲料 | 十 ビール |
| 二 乳酸菌飲料 | 十一 清酒 |
| 三 ウスターソース類 | 十二 しょうちゅう |
| 四 しょうゆ | 十三 ウイスキー |
| 五 食酢 | 十四 ブランデー |
| 六 飲料水 | 十五 果実酒 |
| 七 発泡性の清涼飲料 | 十六 みりん |
| 八 果実飲料 | 十七 合成清酒 |
| 九 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料 | 十八 液状の農薬 |

○計量法施行規則 抜粋

第四章 特殊容器製造事業

(型式)

第二十五条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める型式は、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付き ガラス製びん（壺）附属書 B による。

(容器の材質)

第二十六条 法第十七条第一項の経済産業省令で定めるものは、日本工業規格 S 二三五〇容量表示付き

ガラス製びん（壺）の材質を有する容器とする。

（高さ）

第二十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）附属書Eによる。

第二十八条（指定の申請）（略）

第二十九条 削除

（指定の基準）

第三十条 法第六十条第二項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 ガラス原料の調合に関する事項一定の割合にガラス原料を計量して、目標組成に応じた均質な調合原料にできる調合装置を用いること。

二 溶融ガラスの形成に関する事項

イ ガラス原料を加熱溶融し、均質な溶融ガラスが形成される温度制御ができるガラス溶融炉を用いること。

ロ 素地面を自動的に計測して、その変動を小さくできる素地面制御装置を用いること。

三 溶融ガラスの成形機への供給に関する事項

イ 溶融ガラスを成形に適した温度に調整できる温度調整装置を用いること。

ロ 一定の質量の溶融ガラスを成形機と同調して供給できるガラス素地供給装置を用いること。

四 溶融ガラスの成形に関する事項

イ 適切な冷却装置を有し、中空のガラス容器を成形できる成形機を用いること。

ロ ガラス素地供給装置と連動する成形機を用いること。

ハ 成形する際は、第二十五条に定める型式の形状及び容量に適合する金型を用いること。

五 成形した容器の冷却に関する事項ガラスの徐冷点からひずみ点までの温度域を適切に徐冷できる装置を用いること。

六 設備及び金型の管理に関する事項

イ 前各号の設備をその精度が十分保持できるよう適切に管理すること。

ロ 金型検査を行いその各部の寸法を管理すること。

2 法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特殊容器の検査に必要な設備は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

二 法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）附属書Cによること。

三 法第六十三条第一項第二号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

四 特殊容器の検査を行った場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した検査記録を作成し、当該検

査を行った日から三年以上保存すること。

- イ 検査を行った特殊容器の型式及び数
- ロ 検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数
- ハ 検査を行った年月日及び場所
- ニ 検査を行った者の氏名
- ホ 検査の方法
- ヘ 検査の結果

第三十一条（変更の届出等）（略）

（表示）

第三十二条 指定製造者は、法第六十三条第一項の規定により特殊容器に表示を付するときは、次の各号に定めるところにより付するものとする。

- 一 表示は、容易に消滅せず、かつ、明りように読みとれるものとする。
- 二 表示の大きさ及び形状は、七ミリメートル以上の短径とし、短径と長径の比が三対四となる大きさで、次のとおりとする。



三 表示を付する特殊容器の部分は、特殊容器の底面を除いた外側の部分であって、表示が折れ曲がらない部分とする。

2 法第六十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 記号の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、前項第二号の表示に隣接した部分又は底面に表記すること。
- 二 容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）によること。

（容量公差）

第三十三条 法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壺）の附属書Aによる。

第三十四条（廃止の届出）～第三十七条（指定の通知等）（略）